

様式第3号（第12条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回吉川市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	令和4年7月20日（水） 午前10時30分から 午後12時15分まで
開 催 場 所	吉川市役所204会議室
出席委員（者）氏名	小林弘和委員（会長）、杉村好美委員、横家豪委員
欠席委員（者）氏名	なし
担当課職員職氏名	総務部庶務課長 互井満 総務部庶務課文書担当副主幹 松本英明 総務部庶務課文書担当主事 萩原麻友 総務部庶務課情報管理担当主事 西村真大
会議次第と会議の公開又は非公開の別	(1) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度実施状況の報告について【公開】 (2) 電子計算機結合の意見照会について（DX推進事業：AI-OCRシステム）【公開】 (3) 電子計算機結合の意見照会について（DX推進事業：AI音声テキスト化システム）【公開】 (4) 改正個人情報保護法について【公開】
非公開の理由	
傍聴者の数	なし
会議資料の名称	(1) 令和3年度吉川市情報公開・個人情報保護制度実施状況報告書 (2) 電子計算機結合に関する意見照会書 (3) 電子計算機結合に関する意見照会書 (4) 改正個人情報保護法について (5) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編） (6) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
会議録の作成方法	■要点記録

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
事務局	(1) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度実施状況の報告について  資料に基づき説明
委員 事務局	工事関係書類の情報公開請求が増加している理由は。  土地区画整理事業施行区域における工事の施工が増加しているためである。
委員	保有個人情報開示請求の部署別処理状況について、市民課で受け付けたもののうち、第三者情報を事由として一部開示となっているものがあるが、具体的な内容は。
事務局	司法書士等からの職務上請求により戸籍謄本等が交付され、本人通知制度によりその事実が本人に通知されたことで、職務上請求書の開示請求がなされたものである。職務上請求の事由のほとんどが相続の関係であり、被相続人の氏名等が記載されていることがあるため、この部分を不開示としている。
委員 事務局	親族が亡くなった場合、請求者はその事実を知っているのではないか。  そうとも限らない。遠い親戚が亡くなった場合や、離婚した元配偶者の親族が亡くなった場合など、知らない場合もある。
	(2) 電子計算機結合の意見照会について（DX推進事業：AI-OCRシステム） (3) 電子計算機結合の意見照会について（DX推進事業：AI音声テキスト化システム）
説明員	資料に基づき説明

委員	他自治体に先駆けて行うのか。
説明員	他自治体でも同じように取り組んでいるところがある。
委員	A I 技術の導入は、国も推進していたと記憶している。
説明員	その通りである。
委員	A I 音声テキスト化システムの精度は。
説明員	漢字の誤変換や、専門用語が認識されないことなどがあり、100 パーセントの精度ではないが、A I が教師データ等を使って学習していくことで、精度はより向上していく。
委員	A I 音声テキスト化システムについて、個人情報の取得対象者の範囲に「市に相談等を行う者」とあるが、相談内容を録音することについて本人から同意を得るのか。
説明員	公開の会議の場合は、会議録を掲載することになるので問題ないと考えている。また、会話を録音する場合は、相手方から同意を得ることが原則であり、担当課において慎重な対応が必要だと考えている。
委員	まだルール化はしていないということか。
説明員	していない。この審査会後に頂くご意見を踏まえ、本人同意も含めて運用ルールを定め、全庁に周知する。
委員	A I 音声テキスト化システムの運用開始時期は。
説明員	8 月中の運用開始を予定している。会議等についてはすぐに始められると思うが、市民からの相談等については、運用ルールを定めてからとなる。
委員	当該システムは市独自のものではなく、周辺自治体に画一的に導入されていくものと思われる。A I 技術の導入は国が推し進めている施策でもあり、当該電子計算機結合については、その必要性が認められるものとする。
委員	当該システムを市としてどのように運用していくか、本人同意も含め、運

<p>会長</p>	<p>用ルールを定めることが必要である。他自治体では、会話の内容を録音する際、音声データを速やかに廃棄することを前提として同意を得たにもかかわらず、利用目的が達成されたあとも廃棄されていない事例があった。音声データの保存及び廃棄の方法、保存期間等を整理し、その取扱いについて十分に配慮することが望まれる。</p> <p>他に質問及び意見がなければ、当該電子計算機結合を行うことについて公益上特に必要があると認めるとともに、A I 音声テキスト化システムについては、会話等の音声を録音する場合には原則として本人からの同意を得ること、また、音声データの保存及び廃棄の方法等、当該システムの運用ルールを定め、個人情報の管理について十分に配慮することを意見として付し、了承するという事によろしいか。</p> <p>(各委員了承)</p>
<p>事務局</p>	<p>(4) 改正個人情報保護法について</p> <p>資料に基づき説明</p>
<p>委員</p>	<p>個人情報保護制度は、地方公共団体の先導的な取組によりその基盤が築かれたものであるが、この度の法改正により、個人情報保護法が地方公共団体に直接適用されることとなり、全国的な共通ルールに従うとともに、その的確な運用を確保することが求められることとなった。</p> <p>また、個人情報の取扱い全般の監視監督についても、官民を問わず個人情報保護委員会が一元的に担うこととなり、地方公共団体において法の円滑な運用が図られていないと判断された場合には、指導及び助言等が行われることとなった。</p> <p>当審査会についても、その組織や役割を今後どのようなものにしていくか、市として考えていく必要があるだろう。</p>